

セーフティネット保証5号（イ）にかかる特定中小企業者の認定のご案内

＜兼業者③用＞

1 認定の対象となる方

原則として、次の①から③のすべてに該当する方

- ① 名古屋市内に本店または主たる事業所を有していること。
 ② 経済産業大臣が指定した指定業種（※1）に属する事業を営んでいること。
 ③ 売上高が下記の(a)または(b)のいずれかの状況となっていること。
- ・兼業を営んでいて1以上の指定業種（主たる業種[売上高の最も多い事業]に限らない）がある方（兼業者③）
 - (a) 最近3か月間の企業全体の売上高が、前年同期比で5%以上減少のほか、指定業種の最近3か月間の売上高の前年同期からの減少額が、企業全体の前年同期の売上高の5%以上を占めていること。
 [通常認定基準]
 - (b) 「最近1か月(※2)」の企業全体の売上高が、前年同期(※3)比で5%以上減少のほか、指定業種の売上高の前年同期(※3)からの減少額が、企業全体の前年同期(※3)の売上高の5%以上を占めていること。
 かつ
 「最近1か月(※2)とその後2か月」の企業全体の売上高合計が、前年同期(※3)比で5%以上の減少見込であるほか、指定業種の売上高合計の前年同期(※3)からの減少額が、企業全体の前年同期(※3)の売上高の5%以上を占めていること。
 [緩和認定基準]

※1 指定業種は中小企業庁のホームページから確認できます。

(http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm)

※2 原則、申請月の前月のことを指します。

※3 比較対象となる前年同期の月の売上が、すでに新型コロナウイルス感染症の影響を受けた後の売上となる場合は、影響を受ける直前の売上である前々年から5年前（平成31年、令和元年）までのいずれかの同期の月の売上と比較します。

2 認定申請の流れ

- 必要書類を持参して、中小企業振興会館6階（中小企業振興課）へお越しください。
 【受付時間】午前9時～11時、午後1時～4時（ただし、土日祝日、12月29日から1月3日を除く）
- 業種、認定要件、必要書類を確認し、書類一式を提出していただきます。
- 交付日を記入した引換証をお渡ししますので、後日、改めてお越しいたいただきます。

3 必要書類

提出書類	備考
<input type="checkbox"/> 「認定申請書」（注：2通必要）	・所定の様式を、市HPよりダウンロードしてご記入下さい。 ※「認定申請書」は、必ず2通必要です。 ※兼業者③は、指定業種の売上を記載した「月別売上高表」と事業全体の売上を記載した「月別売上高表」の計2通必要です。
<input type="checkbox"/> 「月別売上高表」	
<input type="checkbox"/> 「業種確認表」	・所定の様式を、市HPよりダウンロードしてご記入下さい。 業種が確認できる資料と共にご持参下さい。
<input type="checkbox"/> 業種が確認できる資料	・例）許認可証、請求書、会社概要、製品カタログ、HPなど
<input type="checkbox"/> 名古屋市内での事業実態が確認できる書類 ※右記で確認できない場合は、営業許可証や、建物の賃貸借契約書の写しなど、実在確認ができる資料を2種類以上（個人は1種類で可）ご持参下さい。	法人 <input type="checkbox"/> 「履歴事項全部証明書」の写し ・3か月以内に法務局で取得したものの原本またはコピー
	個人 <input type="checkbox"/> 直近1期分の「確定申告書の控」の写し ・表紙以外にも、収支計算書や青色申告決算書が必要
※個人の方で、自宅住所と主たる事業所の所在地が異なる場合は「認定申請書」「月別売上高表」の住所記入欄に、両方の所在地を記入して下さい。	

※上記書類を窓口でご提出いただく際に、本人確認書類のご提示をお願いさせていただきます。

（運転免許証、マイナンバーカード等の顔写真付き公的書類(従業員等の場合は社員証等)）

*必要に応じて、上記以外の書類等の提出をお願いすることがあります。

*認定の取得は、一切の融資・保証を約束するものではありません。また、認定後、申請内容と異なる事実が判明した場合には、認定書が無効になる場合があります。

4 お問い合わせ先

名古屋経済局産業労働部中小企業振興課（名古屋市中企業振興センター）

〒464-0856 千種区吹上二丁目6-3 中小企業振興会館6階（TEL：735-2100）

（令和6年1月15日現在）